

# 司法解剖の結果開示に関する検討報告書

平成26年3月

東京弁護士会  
第一東京弁護士会  
第二東京弁護士会



## はじめに

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、東京の三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）に所属する、医療問題を多く手掛けている医療側、患者側双方の弁護士を委員として構成される協議会です。

本協議会はその設立趣旨に則り、医療事件に関連して、医療機関や裁判所との協議会、相互理解のためのシンポジウム等を企画し参加する等の活動のほか、本協議会内に設置した各種小委員会において、医療ADRの立ち上げと検証、カンファレンス鑑定の検証、電子カルテの研究、専門委員制度の検証等をテーマとして、検証及び研究活動を行っております。

本報告書は、そのような研究活動の一環として本協議会内に設置された「医療裁判に関する手続運用検討小委員会」において、「司法解剖の結果開示に関する検討」をテーマとして同小委員会が行った検討結果を報告書として纏めたものです。

本協議会の性格上、特定の立場に偏らないで客観的な検討を行ったものですが、その内容は、我々法曹はもとより、医療、法医学等の現場で活動される皆さんに対しても有用な情報となり得るものではないかと考え、本協議会内の研究にとどめず公開させていただくこととしたものです。

本報告書の研究結果が様々な現場でご活用いただけることを期待して本報告書の巻頭の言とさせていただきます。

平成26年3月

東京弁護士会

会長 菊地 裕太郎

第一東京弁護士会

会長 横溝 高至

第二東京弁護士会

会長 山岸 良太

— 目次 —

- I 問題の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁  
— 本件研究の趣旨と内容の紹介 — 【上拾石哲郎】
- II 司法解剖の結果開示に関する現在の制度と運用状況・・・・・・・・ 5 頁  
— 司法解剖記録の閲覧の方法と現状 — 【小林 豊】
- III 司法解剖及びA i (オートプシー・イメージング)のアンケート・・15 頁  
— 委員へのアンケート結果のまとめと分析 — 【上拾石哲郎】
- IV 医師へのインタビューの報告と分析・・・・・・・・・・・・・・・・ 20 頁  
— 千葉大学、東京大学の法医へのインタビュー結果 —【藤田尚子】
- V 死因究明についての立法の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 頁  
— 死因究明に関する立法の状況と展望 — 【松石和也】
- VI 海外の死因究明制度との比較・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 頁  
— 海外との比較による日本の制度の問題点 —  
【高梨滋雄 石井麦生】
- VII 交通事故事案における記録開示の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 44 頁  
— 交通事故事案との比較 — 【榎園利浩】
- VIII まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55 頁  
— 現状を踏まえた展望 — 【上拾石哲郎】

## I 問題の所在 — 本件研究の趣旨と概要の紹介 —

### 1 刑事訴訟法 47 条について

刑事訴訟法 47 条は、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合は、この限りでない。」と定めている。

公開禁止の趣旨は、「訴訟に関する書類を公判前に公開することにより、被告人・被疑者その他の訴訟関係人の名誉が棄損され、公序良俗が害され、または裁判に不当な影響が引き起こされるのを防止する趣旨である」とされる（最判昭和 28 年 7 月 18 日最高刑集 7-7-1547）。

他方、但し書きの「公益上の必要」については一般的な規定はない。文献ではわずかに国政調査権（憲法 62 条）の例が紹介されている。

「その他の事由」については、報道の自由や交通事故の被害者の民事訴訟の準備の必要性も原則として該当しないとされているが、実務上は、民事裁判所からの取り寄せ依頼があつた場合に、実況見分調書等の非代替書類等についてはこれに応ずる扱いであると紹介されている（「条解刑訴法」弘文堂第 3 版増補版 p81）。

### 2 司法解剖記録の開示について

「**司法解剖**」※ 1 とは、司法警察員または検察官が、「**検視**」※ 2（刑訴法 229 条 1 項：検察官が五官の作用により、死体の状況を見聞（外表検査）する捜査前の処分の結果、解剖による鑑定が必要と判断したとき、裁判官の鑑定人に対する「鑑定処分許可状」（刑訴法 168 条）の請求（同 225 条②）及び鑑定受託者に対する「鑑定嘱託書」の提示（同 223 条）を経て鑑定医に委嘱する解剖である。鑑定の経過と結果は鑑定人の「**鑑定書**」又は口頭で報告される（刑訴規則 129 条）。

このようにして作成された鑑定書は、刑事事件の捜査の一環として作成された「訴訟に関する書類」（被告事件または被疑事件に関して

作成された書類) であるため、刑訴法 47 条の適用を受ける書類であるから、「公益上の必要」等相当の理由がない限り公判の開廷前には公にすることはならないという規定になっている。

このような規定を受けて、実務の運用上も、交通事故や医療事故の遺族の開示要求はもとより、民事事件の裁判所による文書送付嘱託や文書提出命令に対してさえ、検察や鑑定医が開示を拒む例が少なくなるとされる(吉田謙一「事例に学ぶ法医学・医事法」第3版・p367)。

※1 「**行政解剖**」とは、政令で定める地を管轄する都道府県知事が、公衆衛生目的(伝染病等)で、死因を明らかにするため監察医に解剖させるもの(死体解剖保存法8条)。「**承諾解剖**」とは、原則として遺族の承諾を得て行われる「**病理解剖**」・「**法医解剖**」(死体解剖保存法7条柱書)。

※2 「**検死**」とは、司法警察員の要請で医師が行う死因決定のための外表検査、「**検案**」とは、検死に基づく医学的判断である(医師法19条2項)。

### 3 本件研究の趣旨

現在の法制度および実務の運用により、医療関連事故により死亡した可能性のある患者の死因に関連する、組織所見・肉眼所見・解剖写真といった客観的かつ基礎的な情報である解剖結果さえも医療関係者と患者遺族の双方において長期間に渡ってまたは最終的に知りえない状況が出来ることがある。

しかし、医療事故情報が適切に社会公共の安全のためにフィードバックされない場合は、次のような問題が生ずる。

第1に、医療関連死において、患者の死亡に至る医学的機序・死亡原因が早期に解明されなければ、医療関連死の事故原因の分析が遅れ、

再発防止の検討ができず、具体的な医療安全対策を講ずることが困難となる。このような観点から、医療側に対し、解剖による死因解明の結果が早期に開示されることが必要である。

第2に、医療関連による患者の死亡事案では、患者の死亡に至る医学的機序・死亡原因は、当該事案の医学的評価と法的判断の出発点であるが、これが不明な段階では、遺族側も医療機関側も診療過程における過失や死亡との因果関係を確定できず、当該事故に関して関係者間に客観的な事実についての共通認識が形成されにくい。そのため、民事紛争の迅速かつ公正な民事的解決が妨げられるという問題の一因となっている。

医療手続運用検討小委員会（以下「当小委員会」という。）は、このような問題意識に基づいて、司法解剖記録が刑訴法47条との関係で開示が困難となっているという問題点の改善の可能性を探ることを趣旨として設置され、平成22年8月4日の第1回小委員会を皮切りに「司法解剖記録の開示」をテーマとして研究を行うこととなった（ただし、母会の設立趣旨により立法上の提言等については対象外とした）。

#### 4 本件研究の概要

当小委員会は、司法解剖記録の開示に関する今後の運用の改善を研究するにあたり、次のような方法でこの問題にアプローチすることとした。

- (1) 「現状の確認」を行うため、次の調査を行った。
  - ア 開示に関連する制度とその運用状況を確認した（Ⅱ）。
  - イ 弁護士側へのアンケートを実施し現状を調査した（Ⅲ）。
  - ウ 開示を求められる医師側へのインタビューを実施し問題点を調査した（Ⅳ）。

エ 現在進行中である「死因究明制度」の状況を客観的に紹介することとした（Ⅴ）。

（２） 「海外との比較」を試み、海外の制度との比較において日本の司法解剖記録の情報開示のありかたの、基本的な問題点及び打開策の手掛かりを探ることを試みた（Ⅵ）。

（３） 「交通事故事案における記録開示の流れ」を振り返り、刑事事件記録の開示が比較的進んでいる交通事故事案との比較のなかで、司法解剖記録開示への手掛かりがないかを探った（Ⅶ）。

（４） 以上を踏まえて委員において討議を行い、「現状を踏まえた展望」としてとり纏めた（Ⅷ）。

以下、紹介する。

## II 司法解剖の結果開示に関する現在の制度と運用状況

### ー 司法解剖記録の閲覧の方法と現状 ー

#### 〔要 約〕

本稿では、司法解剖記録の閲覧の方法と現状を紹介する。

捜査機関は、その保管する司法解剖記録（添付資料を含む）の原本について、捜査上の支障を理由に、原則として当該刑事事件に対する起訴不起訴の判断が出るまで開示に応じない。

剖検医は司法解剖記録の控え（写し）を所持しているが、その開示請求への対応はまちまちであり、多くの法医学教室では開示に応じていない。弁護士法第23条の2に基づく照会や文書送付嘱託への対応もまちまちであるが、司法解剖記録の控え（写し）に対する文書提出命令には応じている。

当該刑事事件の公判が係属している裁判所（刑事部）は、証拠として提出された司法解剖記録の原本を保管しており、損害賠償請求事件を審理している裁判所からの文書送付嘱託に応じている。しかし、この方法によるのでは司法解剖記録が開示されるまで長期間を要することになる。

#### 第1 対象（開示請求の相手方）

- 1 捜査機関に対する開示請求
- 2 剖検医が所持している資料の開示請求
- 3 公判係属裁判所に対する開示請求

#### 第2 手段

- 1 任意開示の請求
- 2 弁護士法第23条の2に基づく照会

3 文書送付嘱託

4 文書提出命令

### 第3 現実の運用状況

#### 1 捜査機関

##### (1) 総論

【解剖結果等の開示に関する法務省及び警察庁の見解と現在の運用状況】

「刑事訴訟法47条では、公判に提出されていない証拠書類は原則として公にすることができず、公益上の必要性、その他の事由があつて相当と認められる場合に例外的に公にすることができるとされている。この点、検察当局、警察当局における扱いは、鑑定書等の代替性に乏しい客観的な証拠については、それらが公判提出前の証拠であったり、不起訴とした事件の証拠であったとしても、刑事訴訟法47条但書きに照らして、民事の損害賠償請求訴訟に必要であるなど、開示の必要性が認められ、開示による弊害が少ないと判断される場合には、閲覧や謄写を認める取り扱いを行っている。」(1)

「例えば、起訴した後、第1回公判前であっても、被害者参加になる立場の被害者あるいはその遺族に対しては、請求予定証拠を開示して、場合によっては閲覧も謄写も含めて開示をして説明もしている。不起訴になった場合についても、例えば民事訴訟等に必要という開示の必要性があつて、その開示による弊害が少ない場合には開示を認める取扱いも行っている。

他方、捜査中は、捜査上の支障という事情により書類の開示は非常に難しい。遺族から事情聴取等を行う場合に、捜査の支障等

を考えながら差し支えない範囲で死因等について丁寧に説明していくことは積極的に行う運用をしている。」(2)

#### 【開示を拒絶する根拠】

捜査上の守秘義務

刑事訴訟法 47 条

「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」

刑事訴訟法 196 条

「検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護士その他職務上捜査に関係のある者は、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。」

民事訴訟法 220 条 4 号ホ

「次に掲げる場合には文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

4 前3号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。

ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書」

#### 【運用状況に対する認識】

「民事訴訟法 220 条 4 号ホの立法過程で示された法律案の立案当局（法務省民事局）の見解は、刑事訴訟法の定めがある関係で、刑事事件関係書類については刑事事件の裁判所又は捜査機関が判断をするのが適切であり、その適切な運用に委ねるべきとい

うものであったが、現実にはその運用によっても問題は解消されていない。」(3)

#### 【小 括】

捜査機関は、原則として、当該刑事事件に対する起訴不起訴の判断が出るまでは司法解剖記録を開示しない。

#### (2) 各 論

##### ア 任意開示

当該刑事事件終結時までは、任意の開示に期待することは難しい。

#### 【運用状況に対する認識】

「司法解剖が行われた事例において、被疑者の起訴不起訴が未定である段階では、遺族が捜査機関に対し、その所持する司法解剖の結果が記載された司法解剖の鑑定書（司法解剖結果報告書）の開示・提出について協力要請したとしても、捜査機関はこれに応じないことが少なくない」(4)

「医療事故について、担当医師を被疑者として捜査が開始されている場合、同事故について民事訴訟が提起されたときには、その審理の経過も参考にしながら、捜査の方針を決定する場合もあるとの話も聞くところであり、仮に、被疑者の起訴・不起訴が確定する時点まで待って、司法解剖の鑑定書ないしはその写しを入手せざるを得ないとしたら、その入手まで相当長期間を要することにもなりかねず、適正・迅速な審理という医療訴訟に期待される要請にも応えることができない。」(5)

「「事件の終結後」においては原則として何人も訴訟記録を閲覧できる（刑事訴訟法53条1項本文）。しかし、例えば、医療事件は、刑事事件においては業務上過失致死ないし致傷事件とし

て扱われるところ、同事件の審理期間は過失等の判断をめぐって長期に及ぶことがあり、これの終結を俟つことは、民事訴訟の審理期間を徒にかつ無為に長期化させることとなる。最近は、事件後数年を経過しても捜査が進行せず、起訴不起訴の処分がされないこともある。」(6)

#### イ 弁護士法第23条の2に基づく照会

捜査中は回答されないことが多く、回答される場合であっても結論(窒息・肺水腫等)だけが回答され、それ以外の解剖記録の内容が回答されることはない。(7)

#### ウ 文書送付嘱託

損害賠償請求事件を審理している裁判所が検察庁に文書送付嘱託を行っても、捜査中であることを理由に回答を拒否して応じない。(8)

#### エ 文書提出命令

裁判例見当たらず。

#### 〈参考事例〉(9)

心臓外科手術中に患者が死亡し、遺族が警察に被害届を出して司法解剖がされた事案。

解剖結果が出たのが4年経過した後で、遺族が民事訴訟を提起した後にも、警察は、開示の要請も、裁判所を通じた文書送付嘱託の申立てに対しても、全て捜査中を理由に拒否した。

その後、遺族は検察庁などと交渉し、遺族も医療機関も開示に同意していることや民事裁判の記録以外に使用する意図がないことなど(ママ)書面で提出するなどした結果、「文書提出命令が申し立てられたら、その意向確認を受けたこと(具体的には、裁判所から相手方である警察に対し、文書提出命令申立

てに対する意見照会を求める書面が送られたこと)を契機に、任意に開示に応じる。」という方法で、1年後に開示された。

## 2 剖検医

### (1) 現在の状況

捜査機関からの鑑定嘱託であることや、捜査上の秘密を捜査機関から強調されると断り切れない等の理由から、任意に開示しないことが多い。(10)

弁護士法第23条の2に基づく照会と文書送付嘱託に対しては、以下に掲げるとおり、応じるところと応じないところがある。

司法解剖記録の控え(写し)に対する文書提出命令には応じる。

#### 【開示を拒絶する根拠】

刑事訴訟法47条、196条

#### 【文書提出命令の決定例】

東京地裁平成17年6月14日決定・判例時報1904号119頁

東京地裁平成22年5月13日決定・判例タイムズ1358号241頁

東京地裁平成23年10月17日決定・判例タイムズ1366号243頁

### (2) 東京大学法医学教室の対応

死体検案書に解剖所見を詳細に書き込んで遺族に交付し、その際に口頭で説明するという方法によって、原則として遺族に解剖結果を説明している。

#### 【根拠規定】

医師法19条2項

「診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断

書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求めがあった場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。」

(3) 千葉大学法医学教室の対応 (11)

死体検案書に解剖所見を詳細に書き込んで遺族に交付している。

ア 民事訴訟に至った事例における情報開示のガイドライン

- ① 裁判所からの文書提出命令であれば、一切の鑑定書、写真などを開示する。
- ② 裁判所からの文書送付嘱託、調査嘱託、弁護士からの請求に対しては、原則非開示だが、警察、検察庁など鑑定嘱託者である捜査機関の許可が得られた場合には開示する。
- ③ 死体検案書は、遺族の申請に基づき常時発行する。解剖所見欄には主要な解剖所見、検査所見を記載する。

従って、民事訴訟にまで至らない事例では、死体検案書以外の方法では情報開示しない。

イ 運用状況

- ① 遺族、代理人、裁判所などによる任意の開示請求に応じない。
- ② 文書送付嘱託に応じない。

【任意開示や文書送付嘱託に応じない理由】

「開示の判断が鑑定人個人に任されているので、開示が犯罪捜査を妨げたと鑑定人の責任を問われる可能性が残されてしまうからである。従って、遺族、代理人、裁判所などによる任意の開示請求には応じないこととしている。個々の症例の開示・非開示に関しては、捜査・司法サイドが責任ある決定をすべきであるし、また、鑑定人が主体となって開示する場合、その制度化が必要であると考えている。」(12)

③ 文書提出命令には応じる。

提出対象文書は「司法解剖の鑑定書の控え及び同解剖に関して作成された書面ないし図面（画像等を含む。）の控え」

### 3 裁判所（刑事部）

損害賠償請求事件を審理している裁判所からの文書送付嘱託に応じる。

#### 【問題点】

「公判の開廷後であれば、訴訟に関する書類を公にすることができることから（刑事訴訟法47条本文反対解釈。なお、犯罪被害者保護法も参照）、公判が開始された後であって、かつ、裁判所に証拠が提出された後であれば、裁判所に対して送付嘱託をする方法があり、裁判所はこれに応じるのが通例である。しかし、刑事事件においては、公判の前段階として捜査段階が存在し、この段階の初期において重要な証拠が捜査機関によって収集されることが多いため、捜査の期間が長期化すればするほど、送付嘱託をすることができるに至るまでの期間も長期化し、民事訴訟の審理期間を徒にかつ無為に長期化させることとなる。」（13）

### 第4 弁護士（東京三会医療問題協議会所属委員）に対するアンケート結果（アンケート結果の詳細は後記Ⅲ4のとおり。）

- 1 剖検医に対する任意の開示依頼（平成元年4月）に対し、鑑定書は未作成であったが、写真を提供して民事裁判の法廷で証言した。
- 2 死体検案書に解剖所見を踏まえた記載がなされた。
- 3 司法解剖を実施した医療機関に対する弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答結果（いずれも剖検医が回答）

(1) 解剖報告書未作成。照会事項毎に簡潔に文書で回答あり。（平成

22年3月)

(2) 解剖報告書とほぼ同内容を照会回答書に記載。(平成17年7月)

4 起訴猶予の後、検察庁に対する不起訴記録開示請求によりプライバシー情報を除く解剖報告書全部の結果が開示された。(平成19年9月)

5 警察署・検察庁に対する弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答結果  
不開示(平成20年1月)

[注]

- (1) 内閣府死因究明等推進会議事務局「死因究明等推進計画検討会第6回議事録」1～2頁
- (2) 同「死因究明等推進計画検討会第8回議事録」18頁
- (3) 東京地裁平成17年6月14日決定に対する解説・判例時報1904号119頁
- (4) 山本和彦ほか編「文書提出命令の理論と実務」369頁〔村田渉執筆〕
- (5) 東京地裁平成23年10月17日決定に対する解説・判例タイムズ1366号243頁
- (6) 上記東京地裁平成17年6月14日決定に対する解説・判例時報1904号119頁
- (7) 内閣府死因究明等推進会議事務局「死因究明等推進計画検討会第1回議事録」14頁、同「死因究明等推進計画検討会第8回議事録」15～16頁
- (8) 一例として、東京地裁平成17年4月27日判決・判例タイムズ

1186号191頁

- (9) 日本弁護士連合会「死因究明推進を目的とした検案・解剖等の制度確立に関する提言」14～15頁、内閣府死因究明等推進会議事務局「死因究明等推進計画検討会第5回議事録」40頁、同「死因究明等推進計画検討会第8回議事録」21頁
- (10) 「司法解剖の情報開示に関するガイドラインなどがなく、各法医学教室の対応がまちまちである。2割程度の法医学教室は、遺族や弁護士に対して鑑定書を開示しているが、それ以外の多くの法医学教室では開示していないのが実情である。」(千葉大学法医学教室HP：平成17年6月24日「東京地裁の文書提出命令の決定に関して」)
- (11) 岩瀬博太郎・柳原三佳著「焼かれる前に語れ」122～126頁・WAVE出版
- (12) 任意開示や文書送付嘱託に応じない理由(千葉大学法医学教室HP：平成17年6月24日「東京地裁の文書提出命令の決定に関して」)
- (13) 上記東京地裁平成17年6月14日決定に対する解説・判例時報1904号119頁

以上

### Ⅲ 司法解剖及びA i（オートプシー・イメージング）についてのアンケート

- 1 実施日 平成22年12月28日回答期限
- 2 実施対象 東京三会医療問題協議会所属委員
- 3 回収数 9件(延べ)
- 4 結果 (司法解剖の開示請求とその結果に関連する部分について)

事 案 番 号	開示請求の ①時期 ②相手方 ③請求方法	開示請求の結果	①申請上の工夫 ②効果があった 点	開示のされ 方・方法 は？	開示結果 の ①活用の 有無と方 法 ②裁判所 の評価	司法解剖結果 の開示につい ての回答者の 意見
1	①H元・4月 ②司法解剖を 実施した医療 機関（関東） ③遺族または 代理人が執刀 医に面会	鑑定書は未作成 段階であった が、写真の提供 を受けて、法廷 で証言してくれ た。	①執刀医に面会 に行き協力を求 めた。 ②誠実にお願 いした。	写真と法廷 での証言	①証拠と して提出。 鑑定が不 要となっ た。 死因に関 する主張 に役立っ た。 ②支持し た。	交通事故の実 況見分調書と 同様の取扱い。

2				<p>「死体検案書」に、「解剖所見を踏まえた記載がなされていた。</p> <p><u>(ケース①)</u></p> <p>胃内の薬物。血中濃度。</p> <p><u>(ケース②)</u></p> <p>腹水の色・量。腹部炎症所見。</p>		<p>臨床情報を踏まえて解剖をする体制がないと、混乱するおそれがあるように思う。</p>
3	<p>①H22・3月</p> <p>②司法解剖を実施した医療機関</p> <p>③弁護士会照会</p>	<p>一部開示</p> <p>(解剖報告書は未完成。</p> <p>当該法医が、照会事項ごとに、簡潔に文書で回答した。)</p>	<p>①照会前に当該法医に面談して直接尋ねた。</p> <p>一問一答が可能なように質問事項を工夫した。</p> <p>②回答が早かった。</p>	<p>質問事項に対して、書面で回答があった。</p>	<p>①訴訟提起をするか否かについての、検討資料として活用できた。</p>	<p>(弁護士照会回答後に、当該法医より面談料5万円の請求がなされ</p>

						た。)
4	①H17・7月 ②司法解剖を実施した医療機関（北海道） ③弁護士会照会	大半が開示（当該法医が、解剖報告書とほぼ同じ内容を照会回答に記載された）	何度も当該法医に電話をして、催促（お願い）をした。	照会回答書	①提訴するか否かの検討に活用した。 ⇒ 責任追及困難と判断し、提訴に至らなかった。	最低限、交通事故実況見分調書と同じ扱いの運用がなされるべきであると思う。
5	①H19・9月 ②検察・裁判所・司法解剖を実施した医療機関 ③不起訴記録開示請求・文書送付嘱託・文書提出命令・遺族または代理人の執刀医への照会。	・ <u>一部開示</u> （不起訴記録開示請求） ・ <u>不開示</u> （遺族から執刀医への照会） ・ <u>裁判所</u> は、文書送付嘱託及び提出命令を事実上拒否した。	①起訴猶予の結論が出た後、不起訴記録の開示請求をした ②不起訴の結論が出るまで待った。 ※プライバシー情報以外はすべて開示された。	不起訴記録の開示。	①死因に関する主張を立証するのに役立った。 ②裁判所は、司法解剖結果を支持した（相手方も争わなかった）	・ 客観的所見であるから、結果が出た段階で速やかに遺族に開示すべき。医療事件の業過事件であれば、医療機関にも開示してよいと思う。 ・（他の事案）司法解剖をした結果、警察が「事件性なし」

						と判断して送 検しなかった。 この場合は、不 起訴記録の開 示請求もでき ない。解剖結果 が因果関係の 有無の判断に 不可欠な事案 なので大変困 っている。
6	①H20・1月 ②警察・検察 (関東) ③弁護士会照 会	不開示				必ず開示され るべきである。
7						司法解剖の結 果が、警察から 病院に口頭で 概要が伝えら れ、不起訴処分 になった案件 を経験した。

(注)事案2は、行政解剖の事案である。

## 5 検討

(1) 司法解剖を実施した医療機関に対して、任意で開示を依頼した結

果、全部または一部分の開示がなされ（事案1・3・4）、さらには、法廷での証言が得られた事案がある（事案1）。

いずれの事案も、面会や複数回の誠実な申し入れなどの事前の努力が前提となっている。

(2) 死体検案書に、「解剖所見を踏まえた記載」がなされている例が複数ある（事案2）。

これは、医師とのインタビュー（Ⅱ第3・2（2）（3）、Ⅳ）で紹介されている東大法医学講座、千葉大学法医学教室での運用と軌を一にしている。解剖を担当した医師が患者遺族に解剖情報を提供するための個別の工夫がなされている例である。

(3) また、司法解剖の結果が、警察から病院に口頭で概要が伝えられ不起訴処分となった案件が報告されている（事案7）。

東大では、担当警察官の承諾を得てこのような運用が行われる例があることが、市民公開講座で報告されている（平成23年9月23日、東京大学の山上会館で開かれた第100回日本病理学会総会の市民公開講座「医療安全と解剖」）。

(4) 事案5で、「司法解剖をした結果、警察が『事件性なし』と判断して送検しなかった」事案について、解剖結果が因果関係の有無の判断に不可欠な事案であるにも関わらず、不起訴記録の開示請求もできず大変困っている例が報告された。

このような事案は、現在の法制度または平成20年以降の不起訴記録の開示についての運用においても対象外となっていると思われ、対応が困難な事案である。

以 上

## IV 医師へのインタビューの報告と分析

診療関連死に関する司法解剖記録の開示について、司法解剖を行う法  
医の現行制度に対する率直な意見を聴取すべく、当委員会の有志により、  
次のとおり医師との面談を実施した。

### 1 実施した面談と概要

(1) 2011年9月29日

千葉大学 大学院医学研究院 法医学教室  
岩瀬博太郎教授

(2) 2012年2月6日

東京大学 大学院医学系研究科 法医学講座  
吉田謙一教授

(3) 2012年12月5日

東京大学 大学院医学系研究科 法医学講座  
吉田謙一教授、前田秀将医師、辻村貴子助教、

(面談の御手配を賜った昭和大学病院院長有賀徹先生は、当日急用  
により残念ながら御欠席となった。)

いずれの面談においても、司法解剖情報の開示の問題にとどまらず、  
日本における死因究明制度の問題点、モデル事業の評価、外国の死因究  
明制度との比較、A i (オートプシーイメージング)に関する話題など、  
示唆に富む多くのご指摘やご意見をいただいたが、本稿では、司法解剖  
情報の開示との関連に絞って報告する。

### 2 司法解剖情報の開示に関する問題意識

(1) 岩瀬教授との面談

司法解剖制度の開示にかかる現行制度の問題点について、岩瀬教授

から以下のような御意見があった。

- ・ 現状、司法解剖結果の取り扱いは、医師によってバラバラである。あっさり渡す人もいれば、慎重な人（文書提出命令を待つなど）もいる。
- ・ 解剖医には、刑事訴訟法47条や医師の守秘義務というプレッシャーがある。
- ・ 弁護士会照会がなされると、警察へ問い合わせるが、警察は刑事の書類だからという理由で100%開示不可と回答してくるのが現状ではないか。
- ・ 現行の制度は、安全の確保や紛争防止の観点に照らして情報の非開示が酷すぎるが、現行制度下での情報開示には医師の立場からは無理があり、制度を変える必要がある。

また、岩瀬教授は、司法解剖とは異なり、行政解剖や承諾解剖（自殺、転落死）については警察の後ろ盾がなく解剖を担当する医師の責任で行っていること、レポートの作り方も各県で様々であり死体検案書しかない県もあること、要望があれば開示せざるを得ないので医師としては怖い面もあること、遺族によっては、記載内容について強要してくる者もいることなどを指摘された。

## (2) 吉田教授との面談

吉田教授は、司法解剖情報の開示について、原因究明と医療の質の向上のために必須であるとしつつ、現行制度下においては以下のような問題点があると指摘された。

- ・ 情報開示の法的根拠（法的判断の所在）が不明であり基準がない。
- ・ 司法解剖が犯罪捜査に留まるため、司法解剖の結果を捜査機関が独占し、早期に遺族や医療機関に伝わらない。そのために関係者間

の情報共有ができず、遺族は医療過誤を疑いはじめ、訴訟・紛争に発展するという現状がある。

- ・ 裁判所の文書提出命令が出たにもかかわらず、検察官が理由を示さず開示を拒否したケースもあった。
- ・ 捜査機関は犯罪の成否にしか興味がなく、解剖情報のもつ公益性には興味がないのではないか。
- ・ （捜査の終了まで開示がなされないため）開示に時間がかかりすぎる。

吉田教授は、司法解剖を犯罪捜査に留めるべきではなく、解剖情報の公益性を重視し、解剖結果を社会に還元すべきであり、検察官は情報を有する者としての責任を果たすべきであると指摘された。

### 3 吉田教授、前田医師、辻村助教との面談

（「司法解剖情報の開示（提供）に関するアンケート調査」に関連して）

先生方より、日本救急医学会所属救急科専門医及び日本法医学会所属法医を対象として実施された司法解剖後の情報提供の現状や意識についてのアンケート結果につき、以下のような御紹介があった（後記参考文献①参照）。

対象となる救急科専門医は3049人であり、そのうち860人から回答があった（回答率28.5%）。法医は、対象が156人であり、そのうち36人から回答があった（回答率23.1%）。

救急専門医に対するアンケートによると、半数以上の救急専門医が、法医の解剖について「情報開示が不十分」と感じていた。また、司法解剖となった患者の約半数について、司法解剖の情報が救急医に提供されており、その場合の情報提供者の約半数（48%）が警察であり、次いで執刀医（＝法医）（41.8%）、遺族（4.4%）の順であった。このように、司法解剖となった事例のうち、半数近くの救急医が、実際に

は司法解剖の情報提供を受けており、司法解剖情報の非開示が必ずしも貫徹されているわけではないことが明らかとなった。

司法解剖の情報提供を望むか、との問いに対しては、救急専門医の97%がこれを肯定し（条件付き提供も含む）、「特に必要ない」などの否定意見は3%未満であった。これに対し、法医学で「情報提供すべき」と回答したのは約64%であり、25%が「情報提供は特に必要ない」と回答していた。

情報提供が可能となった場合に、救急医として知りたいと思う情報の種類は、「鑑定後の死因等要約」（88.7%）、「解剖直後の死因等要約」（82.4%）が多く、次いで「診療の問題判断」（70.9%）、「鑑定書」（50.7%）、「組織所見」（48.1%）、「刑事裁判になったか」（45.8%）、「解剖写真」（43.7%）であった。一方、法医学側で開示可能と考える解剖情報としては、「鑑定後の死因、所見要約」（67.6%）、「肉眼所見の要約、推定死因」（50%）が多く、次いで「解剖写真」（38.2%）、「診療経過問題点に関する判断」「鑑定書」（ともに29.4%）、「組織所見」「刑事裁判となったか」（ともに11.8%）であった。

このように、救急医の8割以上が「鑑定後の死因等要約」と「解剖直後の死因等所見要約」の情報提供を望んでいるところ、これらは、法医学側で提供可能と考える項目のトップ2つと重なっていることがわかった。これらが希求項目のコアとなるものであれば、その情報開示には必ずしも正式な鑑定書の形をとる必要はないのではないか、また、救急医の希求項目からは、情報の広汎性より情報の迅速性を優先していることが把握された。

#### 4 司法解剖情報開示をどう実現するか

(1) 前記の通り、岩瀬教授は、現行の制度化での情報開示には無理が

あり、制度を変える必要があるとの見解を示された。

岩瀬教授は、司法解剖に限らず、日本の死因究明制度全体を見直す必要性があることを指摘されており「法医解剖制度＋法医学研究所」の創設の必要性を指摘された。

死因究明の改革は既に始められており、2010年に「犯罪防止に資する死因究明制度の検討委員会」が設置され、法医学者からも、犯罪の疑いに絞られない「法医解剖制度」の創設を提言していること（後記参考文献③）、現行制度では安全確保や紛争防止の観点に照らして情報の非開示が酷すぎることから、基本的に情報を開示する方向での議論がなされていること、議論には学者や法医学者も参加しているが臨床医は参加していないこと、人手不足の観点から法医学研究所を作るべきとの議論があること、現行制度下では医療事故の90%は事件化されず、グレーなものは葬り去られているが、新しい制度では対象となることなどの御指摘があった。

(2) 吉田教授は、日本における死因究明制度自体の問題点を指摘されつつも、制度の創設を待つのではなく、現行制度の運用を工夫することで情報開示を図るべき取り組みを模索しておられた。

一般論として法医に対しては「臨床もわからないのにいい加減なことを書くな」との批判がなされることがあるが、東京大学の法医学教室には臨床経験のある医師が多いという特殊性もあるからか、臨床医とは良好な関係にあり、共同研究を進めていくことが可能であること、臨床医としても鑑定書に書かれる前に言うべきことを言っておきたいという気持ちがあること、早い段階で複数の医療専門家が議論に関与することは、真実の早期究明に繋がるほか再発防止にも繋がるとの御指摘があった。

吉田教授は、解剖情報を「全部」開示しようとするが進まないが、

死因を議論するのに必要かつ十分な情報（前記2のアンケートで言えば、救急医と法医がともに情報開示に積極的なコアの部分）を開示するのがよいのではないか、解剖をどんどん行って、情報を開示して、専門家が議論してゆけばよいのではないか、臨床医も含めてカンファレンスを行い死因を絞り込んでゆけば効果的ではないかとの御意見を述べられた。

また、遺族に対する情報開示については、すでに実施しておられることとして、死体検案書に解剖結果を詳しく書くことで、患者遺族への報告義務として、比較的早期に情報開示ができるのではないかとの考えが示され、実際に、東京大学では、死体検案書中の「解剖所見」の記載欄が広く作られていることが紹介された。

以上

#### 【参考文献】

- ① 「救急科専門医対象の質問紙調査から検討する司法解剖情報提供のあり方」（未公刊資料） 前田秀将 辻村（伊藤）貴子 滝澤彩子 中村俊介 中島勸 矢作直樹 堤晴彦 有賀徹 吉田謙一
- ② 「救急医療を経て司法解剖となった事例における情報取扱いの問題点」 吉田謙一 滝澤彩子 辻村（伊藤）貴子 前田秀将 有賀徹  
2012. 4. 28 医学のあゆみ Vol. 241 No. 4
- ③ 「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」  
犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会 <http://www.npa.go.jp/sousa/souichi/gijiyoushi.pdf>
- ④ 「日本の死因究明制度」 吉田謙一 辻村（伊藤）貴子  
2010. 9 東京大学法科大学院ローレビュー

## V 死因究明についての立法の動向

### 第1 はじめに（要旨）

1 本稿では、平成24年6月に「死因究明等の推進に関する法律」及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が成立したことから、診療関連死の死因究明及び司法解剖の結果開示との関係を考察する。なお、上記2法は、医師法21条の異状死体届出義務に変更を加えるものではない。

2 まず、診療関連死については、「死因究明等の推進に関する法律」第16条で「医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。」と規定され、「死因究明等の推進に関する法律」とは別に制度設計されることを予定している。

そして、診療関連死は、厚生労働省に置かれた「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」で議論がなされている。現在、同検討部会の議論の結果、診療行為に関連して患者が予期せず死亡した場合、民間の第三者機関への届出と院内調査の実施を医療機関に義務づけることを医療事故調査制度の概要としてまとめられ、「医療事故に係る調査の仕組み等に関する基本的なあり方」が公表されている。

3 次に、司法解剖の結果開示との関係については、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が対象とするのは犯罪捜査の手続が行われていない死体なので、犯罪捜査の手続が行われる死体の解剖結果、すなわち司法解剖の結果については、従前と同じ扱いである。

したがって、医師法21条による届出がなされたり、遺族から警

察に通報されたりして、司法解剖が実施された場合は、現状のままであり、司法解剖の結果が開示されない問題が残ると思われる。

## 第2 死因究明等の推進に関する法律

### 1 目的（1条）

死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進すること。

本法は具体的な施策を規定するものではなく、今後政府全体で死因究明に関する施策が推進されていくよう準備するための法律である。

### 2 定義

- (1) 死因究明とは、「死体（妊娠四月以上の死胎を含む。）について、検案、検視、解剖その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすること」をいう（1条）。
- (2) 身元確認とは、「死体の身元を明らかにすること」をいう（1条）。
- (3) 死因究明等とは、「死因究明及び身元確認」をいう（1条）。

### 3 基本理念（2条）

- (1) 死因究明の推進は、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう、行われるものとする。
- (2) 身元確認の推進は、身元確認が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

#### 4 国及び地方自治体の責務並びに連携協力（3条～5条）

- (1) 前記基本理念にのっとり、国は、死因究明等の推進に関する施策を総合的に策定し実施する責務を有し、地方公共団体は、死因究明等の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務を有する。
- (2) 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

#### 5 死因究明等の推進に関する基本方針（6条）

死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策

- ① 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- ② 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- ⑥ 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
- ⑦ 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

#### 6 死因究明等推進計画及び死因究明等推進会議（7条～15条）

- (1) 政府は、上記の基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた「死因究明等推進計画」を定める。

死因究明等推進計画は閣議決定事項。

- (2) 死因究明等推進計画の案の作成等のために内閣府に「死因究明等推進会議」を設置する。

死因究明等推進会議は、内閣官房長官を会長として、会長及び委員20名以内で構成される。また、会議には事務局が置かれる。

## 7 医療の提供に関連した死亡について（16条）

「医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。」（16条）とされ、医療の提供に関連した死亡については「死因究明等の推進に関する法律」とは別に制度設計されることを予定している。

## 8 施行期日及び法律の失効

- (1) 本法は平成24年9月21日に施行された。
- (2) 死因究明等の推進に関する法律は、「施行の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。」ものとされている（附則2条）。

## 9 死因究明等推進会議の検討状況

- (1) 現在、内閣府に設置された死因究明等推進会議が検討を進めており、平成25年6月20日に「死因究明等推進計画検討会」中間報告書が発表された。
- (2) なお、上記中間報告書は下記で公表されている。

<http://www8.cao.go.jp/kyuumei/investigative/tyuukannhoukoku.html>

## 第3 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律

### 1 目的（1条）

警察等（警察及び海上保安庁をいう。）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにする措置に関し必要

な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穩を確保すること。

## 2 死因を明らかにするための措置（4条～6条）

(1) 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長に報告しなければならない（4条1項）。

(2) 警察署長は、(1)の報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。）を除く。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない（4条2項）。警察署長は、当該調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる（4条3項）。

(3) 警察署長は、(1)の報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手續が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）の死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断その他政令で定める検査を実施することができる（5条1項）。上記の検査は、医師に行わせるものとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査で政令で定め

るものについては、警察官に行わせることができる（５条２項）。  
取扱死体が変死体であるときは、刑事訴訟法第２２９条の規定による検視があった後でなければ、上記の検査を実施することができない（５条３項）。

- (4) 警察署長は、取扱死体について、法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができる。当該解剖は、医師に行わせるものとする（６条１項）。解剖にあたっては、原則として、遺族に対して解剖が必要である旨をあらかじめ説明をする（６条２項）。警察署長は、国立大学法人等の一定の機関に解剖の実施を委託することができる（６条３項）。

### 3 身元を明らかにするための措置（８条）

警察署長は、取扱死体の身元を明らかにするため必要があると認めるときは、その必要な限度において、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療器機を摘出するために当該取扱死体を切開することができる（８条１項）。上記の措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な措置であって政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる（８条２項）。

### 4 関係行政機関への通知（９条）

警察署長は、上記の調査、検査又は解剖の結果明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものである場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。

### 5 死体の引渡し及び死因等の説明（１０条）

警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元が明らかになったときは、速やかに、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、当該取扱死体を引き渡さなければならない。

#### 6 施行期日

平成25年4月1日から施行する。(附則1条)

### 第4 前記2法に対する評価

#### 1 日弁連の「死因究明法案に関する意見書」

(1) 警察が死因究明を独占して行うことの問題点を踏まえ、これを警察から独立した機関に担わせるべき。

(2) 死因究明を行った結果や資料に対する遺族その他の利害関係人のアクセス権を保障すべき。

#### 2 日弁連の「死因究明推進を目的とした検案・解剖等の制度確立に関する提言」

(1) 死因究明を行う中立的・専門的な第三者機関の全国的な整備について、次の4点に立脚した具体的な計画を早急に策定すべきこと

①各都道府県に支部を設置し、国家予算で運営すること。

②警察及び法務省から独立した組織とすること。

③組織に所属し又は囑託を受けた専門の医師らが、検案・解剖等を決定・実施すること。

④法律専門家が積極的に関与する仕組みとすること。

(2) 死因究明の鍵となるべき法医学研究の基盤が極めて貧弱であることに鑑み、国家の政策として、法医学研究者の養成を充実させる具体的方策を策定すること。

(3) 死因究明・身元確認のためのデータベースの整備の是非・方法

等については、病歴・疾病、DNA 型、歯科所見等が個人のプライバシー情報である上、データベースの整備が生者に対する捜査手法や捜査以外の利用に拡大するおそれが懸念されるため、個人のプライバシー権（自己情報コントロール権）保護の観点から、慎重に検討しなければならないこと。

(4) 死因究明のためになされた活動の結果について、遺族その他の利害関係人に対し、適切な情報開示がなされるよう、制度が整えられるべきであること。また、遺族が解剖を要求した場合には、原則として解剖が行われるよう態勢を整えること。

(5) 刑事施設などの拘禁施設内にて被拘禁者が死亡した場合、全ての死亡例について、死因究明を行う中立的・専門的な第三者機関が、（法律専門家が関与して）検案・調査等を行うとともに、死因不明、虐待のおそれなど死因究明の必要がある場合は、解剖等により徹底的に調査するよう制度を整備すること。

### 3 法医学者へのインタビュー

(1) 23区内は監察医務院による解剖が多くなされているので、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が施行されても、現状が大きくかわることはないと思われる。

(2) 監察医制度がなく承諾解剖が多い地域では変化があるかもしれない。

(3) 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」の主な目的は犯罪死を見落とさないことにあると思っている。

## 第5 診療関連死との関係

1 診療関連死について、「死因究明等の推進に関する法律」では「医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。」（16条）

と規定され、診療関連死については、政府において別途検討されることになった。

- 2 また、「死因究明等の推進に関する法律」及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」は、医師法21条の異状死体届出義務に変更を加えるものではなく、診療関連死についてはほぼ現行の制度のままである。「警察等が取り扱う死因又は身元の調査等に関する法律」は、現行の制度をそのままに新たに死因究明の措置を追加するものである。

診療関連死について、遺族等が警察に通報するなどして、遺体が「取扱死体」に該当すると判断され、警察署長が死因を明らかにするために解剖等の必要があると判断した場合には、解剖等の死因究明の措置が実施される可能性がある。その場合、後述する遺族等への情報提供がなされるので、具体的にどこまで情報が開示されるかは今後の運用次第ではあるが、原則として遺族等にも情報が開示されない司法解剖よりも多くの情報が開示される可能性はある。

- 3 なお、診療関連死については、厚生労働省に置かれた「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」で議論がなされ、その結果は「医療事故に係る調査の仕組み等に関する基本的なあり方」にまとめられて公表されている。

同検討部会は、診療行為に関連して患者が予期せず死亡した場合、民間の第三者機関への届出と院内調査の実施を医療機関に義務づけることを医療事故調査制度の概要としてまとめた。新制度の案では、医療法に基づき、全医療機関（病院・診療所・助産所）に対し、患者が予期せず死亡した場合に、第三者機関への届出及び院内調査をするものとした。また、第三者機関による調査についても、遺族又は医療機関からの申請による実施を制度化するものとした。今後、医療法改

正案を提出予定とのことである。

なお、同検討部会の議事録や資料等は、下記の厚生労働省のホームページで公表されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008zaj.html#shingi121>

## 第6 遺族等への情報提供

- 1 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」では、警察署長が遺族等に死体を引き渡すときに死因等について説明を行うものとされている。もっとも、死因究明を行った結果や資料に対する遺族その他の利害関係人のアクセス権を保障したものではない。

結局、取扱死体の死因について、具体的に、どのような方法で、どこまで詳しく説明するのか、解剖結果等の記録や資料の閲覧謄写を認めるのか、遺族等の要望にどこまで応えられるかは今後の運用にかかっている。

- 2 遺族等への情報提供については、参議院内閣委員会において、「遺族等の不安の緩和又は解消に資するよう、警察及び海上保安庁は、死体を引き渡した遺族等に対し死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、当該遺族等から調査等に係る記録等資料を提供するよう求めがあった場合には、その要請に応えること。」との附帯決議が全会一致で決議されている（平成24年6月14日参議院内閣委員会、死因究明等の推進に関する法律案及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案に対する附帯決議）。

また、松原仁国家公安委員会委員長（当時）は、平成24年6月14日の参議院内閣委員会での審議において、「法律案の第十条では、御遺体を遺族に引き渡す際に死因その他参考となるべき事項について説明しなければならないとされているところであります。遺族が死

者に関するできる限りの情報を得られるようにすることは重要なことと認識をいたしております。警察が実施した死因を明らかにするための措置に関する資料の提供もその一環であり、それらの資料の中には死者以外の個人の情報も含まれる可能性があることから、こうした点にも配慮しつつ、可能な限り遺族の求めに応じてまいりよう警察署を督励してまいります。あわせて、その資料の提供には死亡時画像診断の結果についても含まれるということも敷衍して申し上げます。死亡時画像診断の結果だけではなく、遺族から画像データの提供に関する求めがあった場合には、可能な限りこれに対応してまいりよう、また督励してまいりたいと思います。」と可能な限り遺族の求めに対応していくよう警察署を督励していく旨答弁している。

## 第7 司法解剖の結果の開示との関係

- 1 「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が対象とするのは犯罪捜査の手術が行われていない死体なので、犯罪捜査の手術の行われる死体の解剖結果、すなわち司法解剖の結果については、従前と同じ扱いである。

したがって、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が施行されても、司法解剖の結果が遺族等を開示されるわけではない。

- 2 診療関連死に関して、「死因究明等の推進に関する法律」では「医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。」(16条)とされ、診療関連死については、政府において別途検討されることになった。厚生労働省に置かれている「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」の議論では、医療事故調査の第三者機関からの警察への通報は行わないとしているが、医師が検案をして異状

があると認めたときは、従前どおり、医師法 21 条に基づき、医師から所轄警察署へ届け出ることになっている。

したがって、司法解剖の結果開示との関係では、医師法 21 条による届出がなされたり、遺族から警察に通報されたりして、司法解剖が実施された場合は、現状のとおり司法解剖の結果が開示されない問題が残ると思われる。

#### 【参考文献】

- ①栗原理恵「弁護士のための新法令紹介」Vol. 364・自由と正義 2012 年 12 月号
- ②橋本岳「医療ガバナンス学会メールマガジン」Vol. 543
- ③日本弁護士連合会「死因究明推進を目的とした検案・解剖等の制度確立に関する提言」

## VI 海外の死因究明制度との比較

### — 海外の制度との比較による日本の制度の問題点 —

起訴前または不起訴とされたときの司法解剖の鑑定書が非開示とされ、民事訴訟において証拠として用いることができないという問題は、現在の我が国の死因究明制度の在り方と深く関連するものと考えられる。

そこで、以下、現在の我が国の死因究明制度を諸外国の死因究明制度と対比して考察することとする。

#### 1 検死制度

検死制度とは、死をめぐる事実関係（死因・死因の種類）を究明する制度である。

人の死亡には病死や老衰などの自然な死（ふつうの死）と、自然でない死（異状死）があるが、自然でない死体については国民に通報義務を課し国家主導で死因が究明されることがどこの国にも共通する社会制度（検死制度）である。

#### 2 諸外国の死因究明制度

##### (1) 英米法系

ア 旧英連邦諸国（イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア等）

##### 【コロナー制】

旧英連邦諸国においては、検死制度としてコロナー（Coroner）制が導入されている。

コロナー制は、それを導入している国においても制度の内容は、細部においては異なっているが、各区毎に任命された正、副のコロナーという行政官が解剖の要否の判断、関係者の対応を含む異状死

の死因究明全般を指揮するという制度である。

coroner 制は、沿革的には 12 世紀末のイングランドに人の死や犯罪に絡んで財産を没収する王権に対抗して検死審問がつくられたことを起源とするとされ、19 世紀には監獄・留置場内や警察職務・労災等での死亡事例を巡って原因究明の制度として活用されるようになり、今日、社会的制度として定着するに至っている。

coroner は、重要案件と判断すれば検死法廷(審問) (インクエスト) に関係者を召喚し、証言させる。そして、解剖により得られた情報や関係者への聴取に基づく情報、証言を基に死に関する事実を認定し死因を特定する。このような死因究明のプロセスは原則として公開で行われる(犯罪捜査の場合には検察に管轄が移る)。このことによって遺族は、死因の究明にあたり自らの心情を述べる機会が与えられるとともに死因情報を知ることができるようになっており、結果としてグリーフケアが図られている。

この coroner 制度は、英米法の Public Safety (公衆の安全) の考え方に基づくもので不自然死について公的記録のため死因究明と再発予防を目的とするものである。そのため、 coroner 制を導入している国においては、死因究明の結果、得られた事故情報を同種事故の再発防止のためフィードバックするシステムが存在している。

イギリスでは、検死法廷の後、死因の特定以外に同種事故の再発防止のために関係機関に対し当該事件の状況について書面で報告する義務を負っている。

オーストラリア・ビクトリア州では、 coroner は決定書の中で、公衆の健康あるいは安全、司法運営を含む死に関連するあらゆる事柄についてコメントを付す裁量権を持っている。さらに同種事故の再発防止のため (public health or safety or administration of

justice) に関係者、関係機関に対して改善や変更を求める勧告をすることができる。

また、コロナーによる死因究明により得られた情報は、その人の死に関する法的紛争の解決に活用することができ、これにより死に関する法的紛争の公正な解決を図ることができる。

例外的にオーストラリアのビクトリア州では、法律により「コロナーの得られた知識についてどのような裁判・法的手続きであれ、開示を求めてはならない。」「コロナーの調査記録とそこに含まれる事実は、どのような裁判においても証拠とはならない。」とされており、コロナーによる死因究明により得られた情報が他の死に関する法的紛争の解決に活用できないようになっている。但し、オーストラリア・ビクトリア州では、ヘルスサービス・コミッショナーによる公的調停制度により、遺族が医師、医療機関に説明を求めること、補償を求めることができ、また、この公的調停制度において遺族は比較的安価に鑑定を求めることができる。このようにコロナーによる死因究明により得られた情報の活用はできないが、オーストラリア・ビクトリア州では、他の法的紛争解決のための制度が整備されていることには留意する必要がある。

## イ アメリカの都市部

### 【メディカルエクザミナー制度】

アメリカの都市部では監察医機関の法医であるメディカルエクザミナー (Medical Examiner) を主任として死因究明の権限が委ねられている。

メディカルエクザミナーは、コロナーと同様に行政官であるが、コロナーが特に資格の制限がなされていないのに対し、メディカルエクザミナーは法医学専門家であり、主として法医病理学者が務める。

監察医機関には、捜査官、薬毒物、DNA、血液、骨、歯科、その他法医学に関するあらゆる検査の専門家がいる。

メディカルエクザミナーの調査記録は、民事ないしは刑事訴訟において証拠として開示され、利用される文書として取り扱われている。

## (2) ヨーロッパ大陸法系（ドイツ、フィンランドなど）

捜査機関が、死因究明の責任主体になっている。

ドイツでは検察、フィンランドでは警察が、死因究明の責任主体になっており、国によりどの捜査機関が責任主体になるかの違いはあるが、自然死以外の死体及び法律で定められた調査対象の死体について検死をし、必要に応じて法医が死体検案、解剖等を実施して死因を究明する。

ここで留意する必要があるのは、捜査機関が死因究明の主体になっているといっても死因究明は犯罪捜査として犯罪による死の可能性のあるものについてだけ行われているのではなく、全ての不自然死について行われているということである。

## 3 我が国の検死制度

我が国では、明治時代にドイツ・オーストリアの法医学を輸入し、司法解剖によって死因究明を実施するという概念が導入された。

しかし、我が国においてはドイツ・オーストリアとは異なり、死体の外観等から犯罪性のあると考えられる死体だけを司法解剖し、その他の死体は不自然死であっても司法解剖をしないという運用がなされるようになった。

そして、第二次世界大戦後、公衆衛生の問題からアメリカ型の監察医制度が導入されたが、厚生省の通達により犯罪死については法医学教室で司法解剖することとし、自然死以外でかつ犯罪死以外の死体を監察医

務院で行政解剖をするとされたので、死因究明の責任主体が複数存在する統一的ではないシステムになってしまった。

そのうえ、我が国の監察医制度は公衆衛生目的の制度と位置づけられたので、公衆衛生の改善に伴って全国への普及が実現しないことになり、現在では東京23区、大阪市、神戸市、横浜市、名古屋市の5都市に監察医制度があるのみである。

このような歴史的経緯から、我が国では死因究明が犯罪捜査の端緒としての性格を強く有することになっており、犯罪死の可能性のある死体につき司法解剖がなされても、死因に関する情報は捜査資料として起訴され裁判資料とならない限り秘匿されてしまう。そして、監察医制度のない地域においては不自然死であっても犯罪死でなければ死因究明をする制度が存在しないという状況になっている。

#### 4 考察・我が国の検死制度の特異性

検死制度について各国で共通しているのは、自然死以外の死体についてはその国に死因究明の責任主体が必要に応じて法医学者が関与する形で解剖等により死因を究明する統一的なシステムが存在していることである。

しかし、我が国には、先進国に当然に存在する不自然死の死因究明をするための統一的な検死制度は存在していない。しかも、不自然死のうち犯罪死の可能性のあるものについては犯罪捜査として司法解剖などによる死因究明がなされるが、これにより得られた情報は捜査資料として起訴され裁判資料とならない限り秘匿されてしまう。

その結果、一般的に診療関連死を含めて不自然死の死因究明がなされないうえ、例外的に犯罪死の可能性あるものについて死因究明がなされても、それにより得られた情報が秘匿されてしまうので、死因究明による死に関する法的紛争の公正な解決や、情報のフィードバックによる同

種事故の再発防止を図ることができていない。

起訴前または不起訴とされたときの司法解剖の鑑定書が非開示とされ、民事訴訟において証拠として用いることができないという問題は、このような我が国の検死制度の特異性の現れの一つであることを理解する必要があると考えられる。

#### 【参考文献】

- ①吉田謙一、辻村貴子「日本の死因究明制度」東京大学法科大学院ローレビューVol.5・344～350頁(2010.9)
- ②藤宮龍也「わが国の死因制度の問題点」BAN番・14～17頁(2009.7)
- ③福島至編「法医鑑定と検死制度」第3章「諸外国の検死制度」龍谷大学社会科学研究所叢書第74巻・211～293頁(2007.5)
- ④武市尚子、吉田謙一、稲葉一人「司法解剖における遺族への情報開示の問題点・アンケート調査に基づいて」法学セミナーNo.595・76～80頁(2004.7)
- ⑤宇津木伸「イギリスの死因究明制度から」年報医事法学25号・75～80頁(2010.7)
- ⑥榊野龍太「米国の検死制度」警察学論集第64巻第11号・62～91頁(2011.11)
- ⑦倉木豊史「フィンランドにおける死因究明制度(上)～日本の死因究明制度と比較して～」警察学論集第65巻第4号・71～102頁(2012.4)
- ⑧倉木豊史「フィンランドにおける死因究明制度(下)～日本の死因究明制度と比較して～」警察学論集第65巻第5号・80～95頁(2012.5)
- ⑨全日本民主医療機関連合会視察団編「医療関連死を科学する・オーストラリア・ビクトリア州における行政解剖制度の調査報告」かもがわ出版(2007.10)

## Ⅶ 交通事故事案における記録開示の流れ

### － 刑事事件記録の開示が進んでいる交通事故事案との比較 －

#### 第1 要約

刑事事件記録の開示が有効に活用されている交通事故事案について、不起訴記録の開示の拡充の経過及びその理由と、それらを医療事故事案に活かすことが可能かどうかを改めて検討するという方針に基づき、まず第2において、交通事故事案における不起訴記録開示までの経過及びその理由について確認し、次に第3において、主として交通事故事案において行われてきた不起訴記録の開示の拡充が形式的には交通事故事案に限られているわけではないことを確認した上で、さらに第4において、医療事故における特殊性について指摘し、最後に第5において、検討の上、現時点では、医療事故においては、刑事事件記録の開示を有効活用することは少なくないケースで困難であるとの結論に至ったことを述べる。

以下、詳論する。

#### 第2 不起訴記録開示までの経過及びその理由

##### 1 平成11年ころまで

不起訴記録については、刑事訴訟法第47条により、原則として公開を禁じられているが、同条ただし書により、「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」とされており、平成11年ころまでは、検察庁において、交通事故に関する実況見分調書等の証拠につき、当該事件に関連する民事訴訟の係属している裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会等があれば、応じることもあった。

##### 2 平成11年11月11日の「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」の設置

その後、平成11年11月11日、内閣官房に「犯罪被害者対策関係

省庁連絡会議」が設置された（内閣官房長官決裁）。

同会議の設置の経緯は、おおよそ下記のとおりである（犯罪被害者対策関係省庁連絡会議報告書から抜粋）。

#### 記

近年、我が国では、犯罪被害者の問題について国民の関心が高まっている。（中略）さらに、平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件等を契機に、被害者が犯罪による直接的な被害のみならず、精神面、経済面等において様々な被害を受けていることについて国民の認識が深まるとともに、その後の刑事司法の過程においてもいわゆる二次的被害を受けて被害者の精神的被害がさらに深まる場合があることなどが問題とされ、被害者の保護・支援に対する関心が高まっている。このような状況の下で、近時、我が国の刑事司法機関等においても、犯罪被害者の保護等の観点から様々な取組みが行われている。（中略）また、検察庁においても、同年（引用者注・平成11年）4月から、事件の処理結果、公判期日、判決結果等を被害者等に通知する被害者等通知制度を全国的に統一して導入した。さらに、法務省においては、犯罪被害者等に対するより適切な配慮と一層の保護を図るため、「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律案」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律案」を今国会（第147回国会）に提出している。しかし、犯罪被害者の保護・救済・支援のために、犯罪被害者が政府に望む施策は、広範でかつ多岐にわたるところから、そのための対策、いわゆる犯罪被害者対策を関係省庁の密接な連携の下に検討・推進するために、平成11年11月11日、内閣官房に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議（議長 古川内閣官房副長官）」を設置した。

この犯罪被害者対策関係省庁連絡会議において、法務省は、「不起訴記録については、刑事訴訟法第47条により原則として公開を禁じ

られているが、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するにつき必要と認められる場合、実況見分調書、検視調書等の客観的証拠で、かつ、代替性がないと認められる証拠の閲覧又は謄写については、保管検察官において、開示により捜査・公判へ支障を生ずるおそれや関係者のプライバシーを侵害するおそれの有無等を個別に判断しつつ、弾力的な運用を行うものと考えている」としている。

### 3 平成 12 年 2 月 4 日付け法務省刑総第 128 号

そして、法務省は、上記の犯罪被害者対策関係省庁連絡会議報告書の公表（平成 12 年 3 月）の直前に、被害者等に対する不起訴記録開示の新たな方針を示し、これによって、開示の方法が簡易化され、開示の対象も拡大された。その概要は、下記のとおりである（法務省 HP から）。

#### 記

##### 1 新たな方針の趣旨

被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合において、客観的証拠で、かつ、代替性がなく、その証拠なくしては、立証が困難であるという事情が認められるときに、弾力的な運用を行う。

##### 2 閲覧又は謄写の請求者等

- (1) 被害者又はその親族からの請求又はその代理人たる弁護士からの請求若しくは弁護士法に基づく照会（ただし、当該事件が単なる民事紛争に係るものであって、刑事事件の実質を有しないと認められる場合などを除く。）
- (2) 裁判所からの文書送付嘱託
- (3) 自動車損害保険料率算定会及び財団法人交通事故紛争処理センターか

らの照会

- (4) (1)ないし(3)以外の場合における記録の開示の当否については、従前どおりの取扱いとするが、過失相殺事由の有無等を把握するため、加害者側が記録の閲覧又は謄写を求めるような場合には、正当に被害回復が行われることに資する場合も少なくないので、相当と認められるときは、請求に応ずる。

### 3 関係者の名誉に対する配慮等

- (1) 関係者の名誉その他の利益を不当に害するおそれがある場合、(2)関連事件の捜査又は公判の運営に支障を生ずるおそれがある場合、(3)将来における刑事事件の捜査又は公判の運営に悪影響を及ぼすおそれがある場合などは開示せず、又は当該部分につきマスキングの措置を講じる。

このようにして、実況見分調書等の客観的証拠の開示については、より弾力的な運用が行われるようになっていった。

もっとも、同通知後も、被疑者や目撃者の供述調書については、開示が認められていなかった。

## 4 民事裁判所からの、不起訴事件記録に関する、供述調書等を含む文書送付嘱託の継続

このため、開示の対象の拡充を求める動きが続いた（参考・民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準下巻（講演録編）平成16年版「最近における東京地裁民事交通訴訟の実情」（平成15年10月25日（土）於 弁護士会館2階講堂））。

### 記

ただ、不起訴記録については、従来から実況見分調書のみ開示にとどまっており、収集できる証拠が限られてしまうため、依然として事実認定が困難な事案が少なくありません。また、不起訴記録の開示について、羽

成先生が朝日新聞に投稿された記事は記憶に新しいところです。民事 27 部としても、個々の事件を通じて、法務省、検察庁等に不起訴記録の開示を求めていきたいと思いますが、今後とも先生方のご理解とご支援をお願いいたします。

## 5 平成 16 年 5 月 31 日付け法務省刑総第 627 号

そのような動きを受けたためか、平成 16 年 5 月 31 日付けで、東京地方検察庁検事正から、法務省刑事局長に対し、

近時、民事裁判所から、不起訴事件記録について、供述調書等も含めて、文書送付嘱託がなされる例も多い。また、民事訴訟において事件の目撃者を証人尋問するため、その人定の調査を求められる例もある。これらについては、犯罪被害者等の保護を図るとともに、民事訴訟が適切に行われるようにするため、弾力的な対応が必要であると考えられるところ、上記回答では、どのような場合に代替性がないと認められるのか、また、どのような場合に開示に応じるのが相当か、なお明らかでないので、刑事局の考えを教示願いたい。

との照会があり、法務省は、被害者等に対する不起訴記録開示の方針を改めた。その概要は、下記のとおりである。

### 記

しかしながら、近時、民事裁判所から不起訴事件記録について、供述調書等を含めて文書送付嘱託がなされる例も多い。これについては、開示による弊害を回避しつつも、犯罪被害者等の保護を図るとともに民事訴訟が適切に行われるようにするため、供述調書を開示し得る場合について更に具体的な指針を示し、弾力的な運用を行い得るようにする必要がある。

2 そこで、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、不起訴事件記録中の供述調書を開示するのが相当である。

(1) 民事裁判所から、不起訴事件記録中の特定の者の供述調書について文

書送付嘱託がなされた場合であること。

(中略)

(2) 当該供述調書の内容が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。

(中略)

(3) 供述者が死亡、所在不明、心身の故障若しくは深刻な記憶喪失等により、民事訴訟においてその供述を顕出することができない場合であること、又は当該供述調書の内容が供述者の民事裁判所における証言内容と実質的に相反する場合であること。

(中略)

(4) 当該供述調書を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は関係者の生命・身体を侵害するおそれがなく、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとは認められない場合であること。(2)及び(3)に該当する特段の必要性が認められる場合であっても、開示による具体的な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、開示は相当ではない。なお、供述調書を開示することにより、今後の他事件における参考人の事情聴取一般に対して抽象的な意味での支障が生じるおそれがあるとしても、捜査・公判への具体的な支障が認められない場合には、原則として、開示して差し支えないと考えられる。

### 3 文書送付嘱託以外の開示請求への対応

供述調書の開示は一般的に慎重に取り扱う必要があることから、原則として民事裁判所からの文書送付嘱託による場合に限定すべきであるので、民事裁判所からの文書送付嘱託によることなく供述調書の開示を求められた場合には、前記第2、2、(2)から(4)までに準ずる事情があり、かつ、真にやむを得ないと認められるときを除き、開示に応じるべきではない。

## 6 平成 20 年 11 月 19 日付け通達

さらに、平成 20 年 12 月 1 日からは、被害者参加の対象事件に限っては、被害者等が、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合であっても、客観的証拠については原則として閲覧を認めるという、より弾力的な運用が図られることとなった（下記・参考・法務省 HP）。

### 記

#### 2 新たな方針について

近時、被害者等の方々からは、被害を受けた事件の内容を知りたいとの強い要望がなされているところであり、このような要望にこたえ、被害者等の方々の保護をより十全なものとするため、従来の指針に加え、刑事訴訟法第 316 条の 33 以下に規定された被害者参加の対象事件（以下「被害者参加対象事件」という。）の不起訴記録については、被害者等の方々が、「事件の内容を知ること」などを目的とする場合であっても、客観的証拠については原則として閲覧を認めるという、より弾力的な運用を図るのが相当であると考え、平成 20 年 12 月 1 日から実施することとして、同年 11 月 19 日付けで、全国の検察庁に通達を発出しました。

なお、従来の指針が適用される部分も含めた不起訴記録の開示に関する全体的な方針の概要は、下記のとおりとされている（参考・法務省 HP）。

### 記

#### 第 1 不起訴記録の開示について

##### 1 被害者参加対象事件について閲覧請求がなされた場合

（略）

##### 2 被害者参加対象事件以外の事件について閲覧・謄写請求がなされた場合

###### (1) 閲覧・謄写請求の主体

ア 被害者参加対象事件以外の事件の被害者等の方々若しくは 当該被害者の法定代理人又はそれらの代理人たる弁護士について、後記(2)以下の基準に従って閲覧・謄写を認めることとする。

閲覧・謄写を認めることとする被害者の親族の方々の範囲については、前記1(1)と同様である。

イ 被害者等以外の者から、閲覧・謄写請求がなされた場合でも、例えば、過失相殺事由の有無等を把握するため、加害者側が記録の閲覧・謄写を求めるような場合には、正当に被害回復が行われることに資する場合も少なくないので、相当と認められるときには、閲覧・謄写に応じる。

さらに、損害保険料率算出機構、財団法人交通事故紛争処理センター、全国共済農業協同組合連合会及び財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構からの照会については、後記第2の民事裁判所からなされた不起訴記録の文書送付嘱託に関し、客観的証拠の送付に応じる場合と同様に取り扱う。

これらの被害者等以外の者から閲覧・謄写請求がなされた場合の取扱いについては、前記1(1)記載の被害者参加対象事件の場合も同様である。

## (2) 閲覧目的

民事訴訟等において被害回復のための損害賠償請求権その他の権利を行使する目的である場合に閲覧を認める。

## (3) 関係者の名誉に対する配慮等

前記1(3)と同様である。

## (4) 閲覧の対象となる不起訴記録

客観的証拠であって、当該証拠が代替性に乏しく、その証拠なくしては、立証が困難であるという事情が認められるものについて、閲覧・謄写の対象とし、代替性がないとまではいえない客観的証拠についても、必要性が認められ、かつ、弊害が少ないときは、閲覧・謄写を認める。

## 第2 民事裁判所から不起訴記録の文書送付嘱託等がなされた場合

### 1 不起訴記録中の客観的証拠の開示について

前記第1、2、(4)にいう必要性が認められる場合、客観的証拠の送付に応じる。

### 2 不起訴記録中の供述調書の開示について

次に掲げる要件をすべて満たす場合には、供述調書を開示する。

- (1) 民事裁判所から、不起訴記録中の特定の者の供述調書について文書送付嘱託がなされた場合であること。
- (2) 当該供述調書の内容が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。
- (3) 供述者が死亡、所在不明、心身の故障若しくは深刻な記憶喪失等により、民事訴訟においてその供述を顕出することができない場合であること、又は当該供述調書の内容が供述者の民事裁判所における証言内容と実質的に相反する場合であること。
- (4) 当該供述調書を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は関係者の生命・身体の安全を侵害するおそれがなく、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとは認められない場合であること。

### 3 目撃者の特定のための情報の提供について（略）

## 第3 検討（不起訴記録の開示について）

- 1 以上のとおり、不起訴記録の開示については、平成11年以降、断続的に、検察庁における運用が改められ、より弾力的な開示を行う運用がなされるようになってきており、かつ、開示の対象も、客観的な証拠から供述調書まで含まれるようになり、開示を求める理由についても拡大されてきている。

2 このような不起訴記録の開示の拡充は、主として交通事故事案において行われてきたものである。

しかし、検察庁の指針等において、文言上、開示の対象となる事案が交通事故事案に限られているわけではない(下記・参考・法務省 HP)。

## 記

### 4 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧はできません。しかし、検察庁では、従来から交通事故に関する実況見分調書等の証拠について、その事件に関連する民事訴訟の係属している裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に応じてきました。

また、被害者参加制度の対象となる事件の被害者等の方については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

さらに、それ以外の事件の被害者等の方についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

したがって、医療事故事案においても、同様に不起訴記録の開示が有効に活用できるように思われる。

## 第4 問題点（「不起訴記録」となるまでの期間の長さ）

### 1 高度な専門知識を要するために捜査が長期化しがちなこと

ところが、起訴か不起訴かが決まっていない段階では、司法解剖記録等も、未だ不起訴記録とはなっていないため、原則に戻って、司法解剖記録等が開示されることは、ほぼないといってよい（まれに、捜

査担当者や解剖医の好意によって司法解剖の結果が事実上開示される例がある程度である)。

そして、医療事故については、その解明に高度な専門知識が必要となることから、送検されるまでに長期間を要し、その後、起訴か不起訴かが決まるまでもさらに長期間を要することが多い。

## 2 公訴時効の問題

また、現在、捜査機関が、司法解剖に必要な鑑定処分許可状を取得する際に、罪名を「殺人罪」とすることも少なくないようである。

この場合、公訴時効の期間が経過することはあり得ないため、捜査機関は、捜査が長期間中断し、それ以上の進展が望めない事件について、関係する医療機関や患者の遺族らから司法解剖記録等の開示を求められたとしても、「捜査中である」とのひと言で開示を拒否すればよいという結論に至り易いのではないかと思われる。

## 第5 結論

以上のとおり、不起訴記録の開示について、交通事故事案と医療事故事案について、検察庁の指針等で明確に差が設けられているわけではない。医療事故において刑事事件記録の開示を有効活用することができないのは、医療事故特有の問題（送検されるまでに長期間を要し、その後、起訴か不起訴かが決まるまでもさらに長期間を要することが多いこと等）によるものである。

したがって、医療事故に関する刑事事件記録のうち、客観的な証拠である司法解剖結果の開示に限ってでも、指針等で、より弾力的な開示がなされるべきことが示されない限りは、多くの医療事故において、刑事事件記録の開示を有効活用することは、困難であると考える。

以 上

## VIII まとめ ー 現状を踏まえた展望 ー

### 第1 調査結果の振り返り

#### 1 司法解剖の開示に関連する制度について（Ⅱ）

本件研究を開始した平成22年8月時点では、諸文献から当時の状況を概観したうえで本件研究を開始した。

検討の結果によれば、現状は次のとおりである。

捜査機関は、その保管する司法解剖記録（添付資料を含む）の原本について、捜査上の支障を理由に、原則として当該刑事事件に対する起訴不起訴の判断が出るまで開示に応じない。

また、剖検医は司法解剖記録の控え（写し）を所持しているものの、その開示請求への対応はまちまちであり、多くの法医学教室では開示に応じていない。弁護士法第23条の2に基づく照会や文書送付嘱託への対応もまちまちであるが、司法解剖記録の控え（写し）に対する文書提出命令には応じている。

当該刑事事件の公判が係属している裁判所（刑事部）は、証拠として提出された司法解剖記録の原本を保管しており、損害賠償請求事件を審理している裁判所からの文書送付嘱託に応じている。しかし、この方法によるのでは司法解剖記録が開示されるまで長期間を要することになる。

#### 2 弁護士委員へのアンケート結果から（Ⅲ）

本協議会所属の委員へのアンケート調査では、不起訴記録の開示請求による一部開示の例も一件みられた（事案5）。

しかしその余は、開示を受けた場合でも、遺族または代理人弁護士が、解剖を担当した医師に対して、（時には弁護士照会と併行しつつ）粘り強い交渉により任意での開示にこぎつけた例であり、従来から実践されてきた捜査機関または解剖医の自主的な判断による開示にと

どまっていた。

もともと、解剖医が、死体検案書に、解剖所見を踏まえた情報を比較的詳細に記載していた例が複数認められた（これらは、その後に実施された法医へのインタビューにおいて、医師自身がそのような実践のもとに遺族への情報提供を意識的に実践する試みであったことが明らかとなった）。また、捜査機関（警察）から、遺族に情報提供がなされていた例も認められた。

しかし、事案5で「司法解剖をした結果、警察が『事件性なし』と判断して送検しなかった」事案については、現在の法制度または平成20年以降の不起訴記録の開示についての運用においても対象外となっていると思われ対応が困難な事案であると思われた。

### 3 医師へのインタビューの報告と分析（Ⅳ）

(1) そこで、開示を求められる側の医師インタビューにより、開示に踏み切れない事情を探ることによって、開示を実現するために克服すべき問題点を探る試みを行った。

岩瀬教授（千葉大学）からは、司法解剖結果の取り扱いは、医師によってバラバラであること、解剖医には刑事訴訟法47条や医師の守秘義務というプレッシャーがあること、弁護士照会がなされると警察へ問い合わせるが、警察は刑事の書類だからという理由で100%開示不可と回答してくるのが現状ではないかとの紹介があった。そして、現行制度下での情報開示には医師の立場からは無理があり、制度を変える必要があるとの指摘がなされた。

吉田教授（東京大学）からは、司法解剖情報の開示は原因究明と医療の質の向上のために必須であるところ、現行制度は、情報開示の法的根拠（法的判断の所在）が不明であり基準がないこと、司法解剖の結果を捜査機関が独占し早期に遺族や医療機関に伝わらない

ため関係者間の情報共有ができず、遺族は医療過誤を疑い訴訟・紛争に発展するという現状があること、捜査の終了まで開示がなされないため開示に時間がかかりすぎることなどが指摘された。

さらに、吉田教授、前田医師、辻村助教との面談においては、日本救急医学会所属救急科専門医及び日本法医学会所属法医を対象として実施された司法解剖後の情報提供の現状や意識についてのアンケート結果につき、半数以上の救急専門医が、法医の解剖について「情報開示が不十分」と感じていたこと、救急医の8割以上が「鑑定後の死因等要約」と「解剖直後の死因等所見要約」の情報提供を望んでいること、これらは法医側で提供可能と考える項目のトップ2つと重なっていること等が紹介された。

以上から、解剖医においては、遺族や医療機関における情報共有ができないための弊害を強く認識しつつも、刑事訴訟法47条や医師の守秘義務というプレッシャー、情報開示の法的根拠(法的判断の所在)が不明であり基準がないことにより、開示を求められる解剖医としては大きなリスク、逡巡に直面している現状が明らかとなった。

(2) これを克服するために、岩瀬教授は、現行の制度化での情報開示には無理があり、制度を変える必要があるとの見解を示され、司法解剖に限らず日本の死因究明制度全体を見直す必要性があること、「法医解剖制度＋法医学研究所」の創設の必要性を指摘されるとともに、死因究明の改革は既に始められており、2010年に「犯罪防止に資する死因究明制度の検討委員会」が設置され、法医学者からも、犯罪の疑いに絞られない「法医解剖制度」の創設を提言していることが紹介された。

#### 4 死因究明についての立法の動向 (V)

このようなインタビューを経る中で、平成24年6月に「死因究明

等の推進に関する法律」及び「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が成立したことから、診療関連死の死因究明及び司法解剖の結果開示との関係を考察することとした。

しかしながら、①診療関連死については、「死因究明等の推進に関する法律」第16条で「医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。」と規定されているため、「死因究明等の推進に関する法律」とは別に制度設計されることが予定されていること、また②司法解剖の結果開示との関係については、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」が対象とするのは犯罪捜査の手続が行われていない死体なので、犯罪捜査の対象となった死体の解剖結果すなわち司法解剖の結果については従前と同じ扱いであり、医師法21条による届出がなされたり、遺族から警察に通報されたりして司法解剖が実施された場合は現状のままであり、司法解剖の結果が開示されない問題は残るとと思われる。

## 5 海外の死因究明制度との比較（VI）

吉田教授とのインタビューにおける御示唆や、添付の参考文献を検討する中で、司法解剖の鑑定書が非開示とされ民事訴訟において証拠として用いることができないという問題は、現在の我が国の死因究明制度の在り方と深く関連するものと考えられたことから、現在の我が国の死因究明制度を諸外国の死因究明制度と対比して考察することとした。

検死制度について各国で共通しているのは、自然死以外の死体については、死因究明の責任主体に必要な応じて法医学者が関与する形で、解剖等により死因を究明する統一的なシステムが存在していることである。

これに対して、我が国には、このような不自然死の死因究明をするための統一的な検死制度が存在しておらず、しかも、不自然死のうち犯罪死の可能性のあるものについては犯罪捜査として司法解剖などによる死因究明がなされるが、これにより得られた情報は、捜査資料として起訴され裁判資料とならない限り秘匿されてしまうという対比、特異性が浮き彫りとなった。

しかし、このような我が国の制度の特異性は、①明治時代にドイツ・オーストリアの法医学を輸入し、司法解剖によって死因究明を実施するという概念が導入されたものの、これらの国とは異なり、死体の外観等から犯罪性があると考えられる死体だけを司法解剖し、その他の死体は不自然死であっても司法解剖をしないという運用がなされたこと、②第二次世界大戦後、公衆衛生の問題からアメリカ型の監察医制度が導入されたが、厚生省の通達により犯罪死については法医学教室で司法解剖することとし、自然死以外でかつ犯罪死以外の死体を監察医務院で行政解剖をするとされたため、死因究明の責任主体が複数存在する統一的ではないシステムになってしまったこと、③さらに、我が国の監察医制度は公衆衛生目的の制度と位置づけられたので、公衆衛生の改善に伴って全国への普及が実現しなかったこと（東京、大阪、神戸、横浜、名古屋の5都市に監察医制度があるのみ）という、歴史的な理由に起因することが明らかになった。

起訴前または不起訴とされたときの司法解剖の鑑定書が非開示とされ、民事訴訟において証拠として用いることができないという問題は、このような我が国の検死制度の特異性の現れの一つであることを理解する必要があると考えられる。

## 6 交通事故事案における記録開示の流れ（Ⅶ）

このような制度の枠組みの中でも、刑事事件記録の開示が進んでいる

ものとして交通事故事案の分野がある。そこで、これとの比較の中で、司法解剖記録の開示に向けての手掛かりがないかを検討することとした。

不起訴記録の開示については、平成11年以降、断続的に検察庁における運用が改められ、より弾力的な開示を行う運用がなされるようになってきており、かつ、開示の対象も、客観的な証拠から供述調書まで含まれるようになり、開示を求める理由についても拡大されてきている。

このような不起訴記録の開示の拡充は、主として交通事故事案において行われてきたものであるが、検察庁の指針等において、文言上、開示の対象となる事案が交通事故事案に限られているわけではないから、医療事故事案においても、同様に不起訴記録の開示が有効に活用できるようにも思われた。

しかしながら、司法解剖がなされる事案においては、高度な専門知識を要するために捜査が長期化しがちなこと、医療事故についてはその解明に高度な専門知識が必要となることから、送検されるまでに長期間を要し、その後、起訴か不起訴かが決まるまでにもさらに長期間を要することが多いことが、特殊性として考えられる。

また捜査機関が司法解剖に必要な鑑定処分許可状を取得する際に、罪名を「殺人罪」とすることも少なくないようであり、この場合、公訴時効の期間が経過することはなくなるため、捜査機関は、捜査が長期間中断しても、「捜査中である」とのひと言で開示を拒否すればよいという結論に至り易いのではないかとの疑念もある。

こうして、不起訴記録の開示については、交通事故事案と医療事故事案について検察庁の指針等で明確に差が設けられているわけではないものの、医療事故においては、医療事故特有の問題（送検されるまでに長期間を要し、その後、起訴か不起訴かが決まるまでにもさらに長期間を要することが多いこと等）により、交通事故事案とは同列に論じにく

い部分があることが考えられる。

## 第2 まとめ

海外との比較検討の中で、医療事件の遺族や代理人弁護士が直面し続けている司法解剖結果の開示の困難は、ある面では、我が国の死因究明制度の成り立ちと時代の変化による変容に起因する歴史的なものであることがわかった。その意味では、大変困難な問題である。

しかしながら、交通事故事案における記録開示の流れ（Ⅶ）で検討したように、同種事案においてさえも、捜査記録の開示に至る経過は決して平坦なものではなかった。そこでは、多発する交通事故が大きな社会問題となったこと、交通事故損害賠償訴訟を迅速かつ適切に解決する社会的な必要性があり、それを背景とした遺族団体等の粘り強い運動によって実現したものと思われる。

また、確かに医療事件については、その解明に高度な専門知識が必要となることから送検されるまでに長期間を要し、その後、起訴か不起訴かが決まるまでにもさらに長期間を要することが多いことが、特殊性として考えられる。しかし、平成12年2月4日付け法務省刑総第128号の被害者等に対する不起訴記録開示の「新たな方針の趣旨」における、「被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合において、客観的証拠で、かつ、代替性がなく、その証拠なくしては、立証が困難であるという事情が認められるときに、弾力的な運用を行う。」という趣旨は、医療関連事件においても妥当するものではないだろうか。

裁判例でも、帝王切開後に妊婦が死亡した事案で、患者の出血部位の確定が必要となったため、鑑定人（解剖医）が所持する捜査機関に提出した鑑定書の控え文書について、遺族が解剖医を相手方として行った文書提出命令の申立てにおいて、東京地裁は、①申立人は文書内容の対象

者の相続人であるからプライバシー侵害の程度は皆無に等しいこと、②本件では被疑者と想定されるものは自ずから明らかであること、③本文書は被害者の死亡時の客観的状況についての医学的知見に基づく情報が記載されているにすぎないから、これを現時点で被害者である原告らはもとより、被疑者の属する病院を経営する被告の知り得る状態に置いても罪証隠滅のおそれが生ずるとは考えられないし、捜査上の秘密保持の要請に反するともいえないと述べて、民訴法 220 条 4 号ホの「刑事事件に係る訴訟に関する書類」に当たらないとし、文書提出命令を発している（東京地裁平成 17 年 6 月 14 日判時 1904 号 119 ページ）。その理由づけは、司法解剖記録自体の開示を進めるにあたっての実質的な根拠となりえるものである。

また吉田教授は、解剖情報を「全部」開示しようとするが進まないが、死因を議論するのに必要かつ十分な情報（前記Ⅳ 3 で紹介したアンケートで、救急医と法医がともに情報開示に積極的なコアの部分）を開示するのがよいのではないかとの指摘をされていたが、このような方法をとれば、上記裁判例の理由づけ③の要件と合致する可能性が高くなるのであり、傾聴すべき御指摘である。

さらにすすめて、吉田教授が指摘される、「司法解剖結果を犯罪捜査の資料に留めるべきではなく、解剖情報の公益性を重視し、解剖結果が社会に還元されるべき情報であって、検察官はそのような情報を有する者としての責任を果たすべきである。」という視点を踏まえつつ、司法解剖記録の公益性（被害者・医療者双方及び社会全体にとって）、証拠としての客観性・非代替性、立証における不可欠性の視点から、死法医解剖記録の開示を社会的な要求として高めてゆく必要があるように思われる。

以 上

## 編集後記

本研究は、平成22年8月4日の第1回小委員会を皮切りに開始されました。報告書の形を見るまでに3年半を要することとなったことは、小委員会委員各位とりわけ執筆をご担当いただいた委員各位に申し訳なく思います。しかしながら、多くの時間を費やしたこの研究の過程で、司法解剖と医療の現場で日々活躍される法医学者そして医師の皆様とお目にかかり貴重なご教示を直接いただけたことは、私たちが費やした時間を補って余りある貴重な経験になると思います。

多忙な弁護士業務の中で、最後まで力を合わせて報告書を完成に導いてくださった委員各位、そして様々な場面でご援助とご教示をいただいた多くの皆様に深く感謝を申し上げて編集後記といたします。

平成26年3月

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

委員長 細川大輔

同 医療裁判に関する手続運用検討小委員会

小委員長 上拾石（かみじっこく）哲郎

司法解剖の結果開示に関する検討報告書

発行日 2014（平成26）年3月

発行者 東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

連絡先 〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階

第一東京弁護士会（担当会）

電話（代表）03-3595-8585

編集：東京三弁護士会医療関係事件検討協議会



